

森林の土地の所有者届出書

年 月 日

市町村長 様

住 所

届出人氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	所有者となった年月日 年 月 日				所有権の移転の原因		
土地に関する事項	土地の所在場所						
	番号	市町村	大字	字	地番	面積 (ha)	持分割合
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
10							
計							
備考							

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買・相続・贈与・会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - (1) 当該土地の位置を示す地図
 - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

森林の土地の所有者の届出制度

平成24年4月から新たに森林の土地の所有者となった場合に市町村長への事後届出を義務付け、所有者の異動を把握し、森林法に基づく諸制度を円滑に実施します。

制度の概要

新たに森林の土地の所有者となった者

都道府県が作成する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合は、届出の対象となる可能性が高いので注意が必要です。

90日以内に届出
(国土利用計画法に基づく
届出をしたときは不要)

国土利用計画法は、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは、事後の届出が必要です。

- ・市街化区域 : 2000㎡
- ・その他の都市計画区域 : 5000㎡
- ・都市計画区域外 : 10000㎡

無届 ↓ 虚偽届出

10万円以下の過料

市町村長

保安林等に係る届出
は30日以内に通知

普通林の情報を含めて
情報共有

都道府県知事